

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	精神及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

平成29年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求に関する業務
②事務の概要	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)第27条第1項又は第2項の規定に基づき、精神保健福祉法第22条から第26条の3の申請等により、精神保健指定医の診察を行っている。 ・精神保健福祉法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第27条第1項、第2項及び第29条の2第1項の診察の結果、入院措置が必要である方に対して、入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務を行っている。 ・精神保健福祉法第31条の規定に基づき、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。 ・精神保健福祉法第38条の4の規定に基づき、入院患者やその家族等からの退院等に対する審査等を行っている。
③システムの名称	①統合宛名管理システム ②中間サーバー ③住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉法関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一 項番14 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番22、23、24 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第15条、第16条、第17条(情報照会)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課
②所属長	障害福祉課長 土屋 正純
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒 420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班 (054-221-2920)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒 420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班 (054-221-2920)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

